

令和4年度京都府介護ロボット等導入支援事業補助金

< よくある質問集 >

問1

Q：「介護ロボット等」とは何か。

A：「介護ロボット」、「介護ロボット通信機器等」及び「ICT機器等」の総称です。
それぞれの定義は要綱第2条をご確認ください。

問2

Q：補助金の申請は法人単位か。

A：補助金交付申請書(第1号様式)は、法人単位で申請してください。
なお、補助金交付申請書は、ICT機器等導入事業とそれ以外の補助対象事業とでそれぞれ別葉としてください。

また、複数の介護サービス事業所で申請する場合は、事業所ごとに導入計画(第1号様式別紙1)及び所要額調書(第1号様式別紙2)を別葉としてください。

問3

Q：同一敷地内に特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。

A：指定ごとに1事業所とし、併設されている場合は2事業所とカウントします。

問4

Q：年度途中から補助対象機器等のリースを行う場合、補助対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。

A：リースの場合には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されますが、補助金申請年度の3月末までの経費を対象としています。
なお、クラウドサービス、保守・サポート及びセキュリティ対策に要する経費も同様です。

問5

Q：消費税は補助対象経費か。

A：対象外です。

問6

Q : 介護ソフトについて、5年間の使用権（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。

A : 使用権（ライセンス）購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、初年度に全額を補助対象経費として取り扱います。

問7

Q : 補助金交付申請額の 1,000円未満切り捨ての取扱いはどうか。

A : 補助対象経費に補助率を乗じて得た額について、1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切捨てるものとします。

(例：所要額調書／第1号様式別紙2)

1、介護ロボット導入事業

→(C)欄に記載する金額に1,000円未満の端数が生じた場合は端数を切捨てる。

2、介護ロボット通信機器等導入事業

→(K)欄合計欄に記載する金額に1,000円未満の端数が生じた場合は端数を切捨てる。

3、ICT機器等導入事業

→(Q)欄合計欄に記載する金額に1,000円未満の端数が生じた場合は端数を切捨てる。

第1号様式における補助金交付申請額は、所要額調書の (G)欄、(M)欄及び(S)欄の合計金額を記載してください。

問8

Q : 見守り支援介護ロボットからの情報受信や介護ソフトの入力・閲覧等に使用する パソコンは補助対象か。

A : 事業所に設置するパソコンやプリンターは補助対象外です。

問9

Q : ICT機器等導入事業に係る補助対象要件「科学的介護情報システムを活用していること」とは、どういった内容を想定しているか。

A : 介護ソフトを用いて当該システムへ利用者の情報やサービス提供に関する内容を提出することや当該システムからフィードバックを受けた情報（他事業所の情報を含む）からサービスの実施状況・結果の把握、利用者像や利用者の課題の把握を行うこと等を想定しています。

問 10

Q : ICT機器等導入事業に係る補助対象要件「セキュリティ対策自己宣言制度に基づき、その運営する介護サービスに係る情報セキュリティ対策に取り組むことを宣言していること」とは、こういった内容を想定しているか。

A : 独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★二つ星」のいずれかを宣言していることが補助対象要件となります。
なお、事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として宣言を申し込んでください。

(補足) SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

「SECURITY ACTION」の概要説明

<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>

「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>